

農地集約プラス多用途利用米 団地化定着支援事業

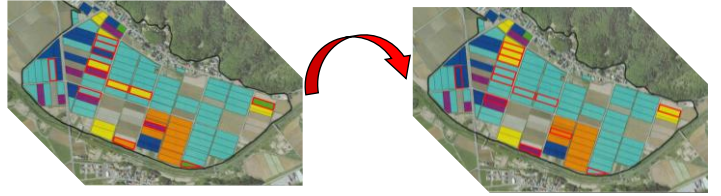


事業の詳細はこちら
でご確認ください。

～担い手への農地や多用途利用米の集約化・団地化を支援します～

○ 事業目的

物価高騰等による厳しい経営環境の中、担い手への効率的な生産体制を構築し、生産性・収益性の向上を図るため、担い手の農地の集約化や多用途利用米（酒造好適米、もち米、非主食用米）の団地形成の取組への支援を、集中的かつ強力に進めることを目的としています。



○ 事業概要

1 地域集約タイプ（国事業）

地域計画を単位とした農地について、農地中間換地事業の貸借等により、農地の集約化に取り組む地域に対し、支援金を交付します。

2 担い手集約タイプ（県単独）

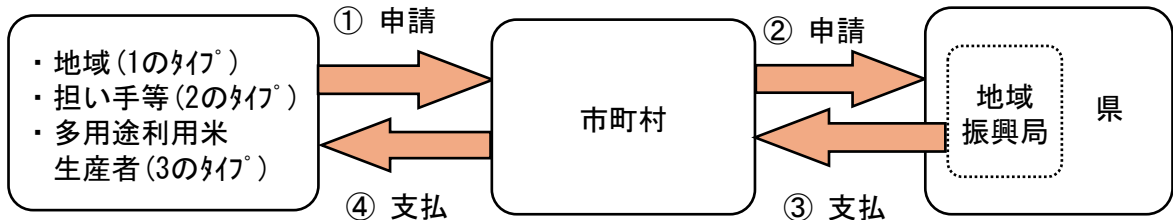
地域集約タイプに該当せず、農地中間管理事業の貸借等により、担い手への農地の集約化を行う担い手等に対し、支援金を交付します。

3 多用途利用米団地定着タイプ（県単独）

酒造好適米・もち米・非主食用米の新たな団地形成や団地面積の拡大を行う生産者に対し、支援金を交付します。

○ 事業の流れ

※必要書類等は別途お伝えします。



- 県単独事業は令和8年度限りです。
- 支援金の使途は、自由に決めることができます。



事業の要件等一覧



タイプ	地域集約タイプ（国事業）	
	大規模集約タイプ	基本タイプ
1 交付対象	全域が同一の地域計画に含まれている「地域」	
2 交付要件	集約化目標年度までに、以下のいずれかの要件を満たすこと ① 地域の農地面積に占める1ha ^{※1} 以上の団地面積が10%以上増加すること ② 既に地域の農地面積に占める1ha ^{※1} 以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、1ha以上の団地又は独立する1筆のほ場の1箇所当たりの平均面積1.5倍以上になること	
3 交付対象農地	集約化目標年度までに機構から転貸される農地のうち、新たに大規模経営体 ^{※2} が耕作する5ha ^{※3} 以上の団地の形成に寄与した農地（ただし2筆以上）	集約化目標年度までに機構から転貸される農地のうち、新たに1ha ^{※1} 以上の団地の形成に寄与した農地
4 交付単価	5.0万円/10a	1.0万円/10a or 3.0万円/10a

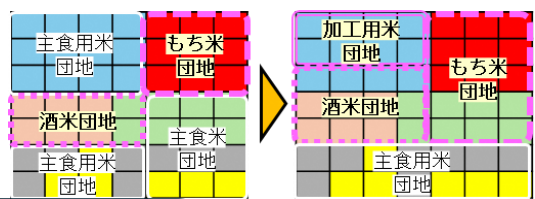
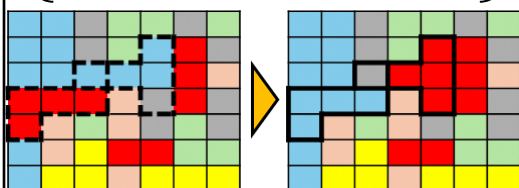


- ※1 中山間地域では0.5ha以上
- ※2 事業実施後の耕地面積が15ha（中山間地域では7.5ha）以上の経営体
- ※3 中山間地域では2.5ha以上

一体的に活用

※ 単独での活用も可能

タイプ	担い手集約タイプ（県事業）	多用途利用米団地定着タイプ（県事業）
1 交付対象	地域計画に位置付けられた担い手等	地域計画に位置付けられた農業を担う者のうち多用途利用米生産者
2 交付要件	(1) 地域集約タイプ(国事業)の交付要件に該当しないこと (2) 地域計画に位置付けられた担い手に新たに1ha以上集約すること（ただし2筆以上） ・ 中山間地域は0.5ha以上 ・ 担い手を含む2者以上で行うこと 担い手n人の場合、 合計n×1ha以上集約すること （中山間地域はn×0.5ha以上）	(1) 多用途利用米の団地を、用途・品種ごとに新たに1ha以上形成又は10%以上面積拡大（拡大後の面積は1ha以上）すること（ただし2筆以上） (2) (1)で団地化する多用途利用米について、3年以上の複数年契約を締結すること (3) 契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること ※ 地域集約タイプ、担い手集約タイプと一体的に活用（単独での活用も可能）
3 交付対象農地	地域計画に位置付けられた担い手が新たに集約する農地かつ令和9年度までに地域計画及び目標地図に公告された面積	2の交付要件を満たす面積
4 交付単価	 2.0万円/10a	2.0万円/10a 



本事業における「多用途利用米」は、「酒造好適米」、「もち米」、「非主食用米（「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める加工用米及び新規需要米（米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、飼料用米、青刈り稲・わら専用稲）」です。

問い合わせ先 ※事業申請は市を通して行います。

地域集約タイプ・担い手集約タイプ
 上越地域振興局農林振興部農業企画課
 電話 025-526-9401

多用途利用米団地定着タイプ
 上越地域振興局農林振興部生産振興課
 電話 025-526-9408